税務相談室

グループ保険

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問

北海道医師会で取り扱っている「グループ保険」について、その概要と税法上の関係を個人加入と法人加入の場合とでご説明して下さい。

また、病院の職員たる勤務医の福利厚生目的としての保険は何かあるでしょうか。

お答え

グループ保険の概要については、北海道医師会「医業経営・福利厚生部」よりお答えいたします。

概要

平成19年度更新時（7月1日）から、保険料率の改定により保険料が大幅に値下げされます。また、オプションとして傷害保険が新設されます。

1．加入について
1)加入資格
北海道医師会会員本人とその配偶者およびその子供
2)加入年齢
本人および配偶者は、15歳6カ月以上で満65歳6カ月までの期間です。継続加入の場合は満80歳6カ月までです。なお、子供の場合は2歳6カ月から22歳6カ月までです。
3)加入方法
北海道医師会・会員課にて、随時受付けております。

2．保険料および配当金について
1)保険料
加入年齢により月額保険料が異なります。なお、子供の場合は月160円と320円です。
2)配当金
その年により変動しますが、平成16年度は約37％、平成17年度は約27％の配当でした。

3．保険金につて
1)会員本人は、200万円より4,000万円まで
2)配偶者は、200万円より1,000万円まで
3)子供は、200万円と400万円です

4．オプションについて（更新時の7月1日のみ加入可）
1)三大疾病保障
がん・急性心筋梗塞・脳卒中と診断され所定の状態になられた場合、一括して保険金500万円が支払われるオプションです。
2)入院保障
病気・ケガで1泊2日以上の入院のとき、1日目から入院給付金が保障されるオプションです。
3)今年度の更新時から、ケガによる身の回りのリスクを補償する『傷害保険』が新設されます。

5．医療法人の職員たる勤務医の保険関係
北海道医師会会員（A会員）の医療法人勤務医向けの保険を、平成19年7月より開始いたします。詳細は後日パンフレットにてご案内いたしますが、その保険のメリットは次のとおりです。
1)法人の福利厚生規程により勤務医の遺族保障（死亡退職金・弔慰金等）の支払い財源を確保できます。
2)お手頃な保険料で大きな保障が得られます。
3)法人が負担した保険料は原則として全額損金に算入できます。
4)1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いいたします。
5)契約は1年更新ですので、毎年、福利厚生規程の改定等に伴う保障額の見直しが可能です。

【税法上の取り扱い】

1．個人の場合
1)保険料の支払い
保険料は家計費となり、生命保険料控除の対象です。
2)配当金の受取り
生命保険料控除額より差し引きます。
3)保険金（オプション含む）の受取り
死亡保険金は相続税対象ですが、疾病保障金や入院保障金等は非課税です。

2．法人の場合
1)保険料の支払い
保険金の受取人が法人の場合は全額損金になります。
2)配当金の受取り
法人の益金に算入します。
3)保険金（オプション含む）の受取り
法人の益金に算入します。

3．医療法人の掛けた『勤務医の保険』
上記法人の場合と同じ取り扱いとなります。